

## 第3回 奈良県広域水道企業団設立準備協議会 資料

- |                                   |      |
|-----------------------------------|------|
| 1 奈良県広域水道企業団設立準備協議会規約の一部改正(案)について | P1~2 |
| 2 奈良市提示論点の検討について                  | P3   |
| 3 意思決定プロセス等の検討について                | P4~5 |
| 4 今後のスケジュール                       | P6   |

令和4年6月6日(月)

# 1 奈良県広域水道企業団設立準備協議会規約の一部改正(案)について

## 【改正概要】

磯城郡水道企業団の事業開始(令和4年4月1日)に伴い、協議会構成団体の名称を一部改正

## 【新旧対照】

改正後(案)	改正前								
第1条～第2条 略  (協議会の構成) 第3条 協議会は、別表に掲げる団体で構成し、構成団体の長(磯城郡水道企業団 においては企業長及び副企業長)を委員としてこれを組織する。  第4条～第9条 略  別表(第1条及び3条関係) <table border="1" data-bbox="219 1002 927 1062"><tr><td>略</td><td>磯城郡水道企業団</td><td>略</td></tr></table>	略	磯城郡水道企業団	略	第1条～第2条 略  (協議会の構成) 第3条 協議会は、別表に掲げる団体で構成し、構成団体の長を委員としてこれを 組織する。  第4条～第9条 略  別表(第1条及び3条関係) <table border="1" data-bbox="1205 1002 1912 1062"><tr><td>略</td><td>川西町</td><td>三宅町</td><td>田原本町</td><td>略</td></tr></table>	略	川西町	三宅町	田原本町	略
略	磯城郡水道企業団	略							
略	川西町	三宅町	田原本町	略					

## 【施行時期等】

施行は令和4年6月6日。適用は令和4年4月1日。

# 関連する報告事項

以下の運営要領(規約第9条に基づき会長が定めることとなっている)についても、磯城郡水道企業団の事業開始等に伴い一部改正

## 1 奈良県広域水道企業団設立準備幹事会運営要領の一部改正

### 【改正概要】

磯城郡水道企業団の事業開始及び安堵町・広陵町の組織改編に伴い、幹事会構成員の名称を一部改正

### 【新旧対照】

改正後(案)					改正前						
第1条～第9条 略					第1条～第9条 略						
別表(第1条及び3条関係)					別表(第1条及び3条関係)						
略	安堵町 まちづくり推進 課長	磯城郡水道企業団事務局長	広陵町 都市整備部 長	略	略	安堵町 上下水道課 長	川西町 事業課長	三宅町 まちづくり推 進部長	田原本町 上下水道 部長	広陵町 事業部長	略

## 2 奈良県広域水道企業団設立準備作業部会運営要領の一部改正

### 【改正概要】

磯城郡水道企業団の事業開始に伴い、協議会構成団体の名称を一部改正

### 【新旧対照】

改正後(案)	改正前
第1条～第3条 略	第1条～第3条 略
(全体部会)	(全体部会)
第4条 全体部会は、奈良県水道局県域水道一体化準備室(以下「準備室」という。)の室長及び室長補佐、各市町村及び磯城郡水道企業団の担当課長並びに奈良広域水質検査センター組合の事務局長で組織する。	第4条 全体部会は、奈良県水道局県域水道一体化準備室(以下「準備室」という。)の室長及び室長補佐、各市町村の担当課長並びに奈良広域水質検査センター組合の事務局長で組織する。
2～6 略	2～6 略
第5条～第10条 略	第5条～第10条 略

いずれも、施行は令和4年6月6日。適用は令和4年4月1日。

## 2 奈良市提示論点の検討について

○奈良市から提示された論点について、協議会として議論する場(検討部会)を設ける

■名称(案): 県域水道一体化論点検討部会

■構成員(案): 奈良市長、天理市長、橿原市長、生駒市長、桜井市長、御所市長、  
田原本町長、広陵町長、奈良県副知事(水道担当)

■テーマ(案): 奈良市から提示された論点への対応

■当面のスケジュール(案):

- 本日の協議会で当検討部会設置の了承が得られれば、速やかに第1回部会開催
- その後、部会は適宜開催し、検討内容を協議会に随時報告

■その他(案):

- 当検討部会の事務局は協議会事務局が行う。
- 部会は非公開とする。  
なお、報道機関への対応は事務局が行う。その内容については部会の了承を得る。

### 3 意思決定プロセス等の検討について

- 企業団設立後における経営方針の「意思決定プロセス等」については、2月17日開催の第2回協議会において「企業団の意思決定に市町村の意見がどう反映されるのか検討が必要」といった意見が出るなど、議論すべき重要な論点である。
- 今後のスケジュールとして、11月の協議会で「基本計画案」を議論する予定であるが、この「意思決定プロセス等」についても基本計画案に反映できるよう、10月中を目途に議論を進める必要がある。
- このことから、「意思決定プロセス等」についても協議会の中に検討部会を立ち上げ、集中的に検討議論を行って案を作成し、その案に基づき協議会において構成員全員で協議することとしてはどうか。
- その他企業団の運営に関し検討すべき事項で、当検討部会での議論が必要と思われるものがあれば、当検討部会での検討対象にすることはどうか。
- 以上のことについて、本日は承が得られれば、早急に検討部会を設置してよいか。

## 【参考】意思決定プロセス先行団体の事例

### ① 他府県の広域水道企業団(県が構成団体に入っている企業団)

団体名	構成 団体数	執行機関		運営協議会	議会	その他の工夫
		企業長	副企業長			
香川県広域水道企業団 (H30.4事業統合)	17団体 ・県 ・16市町	知事	3人 ・高松市長 ・宇多津町長 ・元副知事(専任)	17人 (構成団体の長全員) ・知事 ・16市町長	27人 ・県会議員 6人 ・高松市会議員 5人 ・丸亀市会議員 2人 ・14市町会議員 各1人	ブロック所長会議 (本部職員も出席)を設け、地域の意向を聴取

### ② 県内の事例(県が構成団体に入っている企業団)

団体名	構成 団体数	執行機関		運営協議会	議会	その他の工夫
		企業長	副企業長			
南和広域医療企業団 (H28.4設立)	13団体 ・県 ・南和12市町村	県職員OB	2人 ・県職員(自治法派遣) ・南奈良総合医療センター院長	13人 (構成団体の長全員) ・知事 ・12市町村長	13人 ・県会議員 1人 ・12市町村会議員 各1人	連絡担当者会議 を設け、市町村からの声に対応

### ③ 県内の事例(県が構成団体に入っていない一部事務組合)

団体名	構成 団体数	執行機関		市町村長総会	議会	その他の工夫
		管理者	副管理者			
奈良県広域消防組合 (H26.4設立)	37団体 ・37市町村	橿原市長  +顧問(知事)	6人 (7つの区分ごとの代表市町村長 (管理者除))  ・王寺町長(代表副管理者) ・桜井市長(総務担当) ・香芝市長(運営担当) ・野迫川村長(運営担当) ・天理市長(企画担当) ・大淀町長(企画担当)	37人 (構成団体の長全員) ・37市町村長  +顧問(知事)	25人 (市町村長又は市町村 議会議員)  ※R3年度 市町村長 5人 市町村会議員 20人	以下の設置 ・正副管理者会議 ・企画調整会議 ・区分会議

# 4 今後のスケジュール

○令和3年1月25日締結の覚書に基づき、令和6年度中の一部事務組合(企業団)設立、令和7年度からの事業統合を目指す。  
 ○そのため、本年度(令和4年度)は、  
年度内に一体化後の施設整備計画や財政運営、組織体制等を取りまとめて基本計画を策定するとともに、基本協定を締結することとし、  
 基本計画案について議論を予定している11月の協議会までもに必要に応じて協議会を開催し議論を深める。

